

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
全般		
1	<p>国内金融機関の先進的な取組が多数紹介されており大変参考になりました。一方で、気候変動対応はグローバルな課題でもあり、海外のベストプラクティスも紹介することにより足元の金融機関の取組がどの程度進んでいるのか、またはどの分野の取組が高度化の余地があるのかを示すことができれば、金融機関が気候変動取組の高度化を進める際に非常に有用な示唆を与えることができると存じます。</p>	<p>ご提案のとおり、海外の動向も含め、今後も金融機関にとって有用と考えられる情報を発信して参ります。</p>
2	<p>本ディスカッション・ペーパーでは、生命保険会社について、「カーボンニュートラルの実現に向けた新たな資金需要に積極的に対応していくことが、収益向上や経営の安定等に寄与」する旨（P.9）や、機関投資家として「カーボンニュートラルの実現に向けた新たな資金需要に積極的に対応していくことが期待される」旨（P.42）が記載されています。一方、各金融機関の健全性確保の観点からは、特にファイナンス面において、適切なリスク対比リターンである点も重要と考えられます。</p> <p>また、P.24 では、「機関投資家としての投資方針に基づき、カーボンニュートラルの実現に向けた資金需要に積極的に対応する」と、機関投資家としての投資方針に基づく旨が記載されており、一定配慮頂いた形になっているものの、適切なリスク対比リターンの確保について明記されておりません。その場合、適切なリスク対比リターンの視点を度外視したとしても収益向上や経営の安定等に寄与するような誤解を招きかねないと思われるため、この点明確化頂きたいと考えております。</p>	<p>本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。また、個別の投融資判断については、各金融機関においてなされるべきものと考えます。</p> <p>その上で、金融庁としては、本文書にある通り、投資先企業に対して気候変動関連の情報提供を積極的に行いつつ、投資先企業における気候変動対応や、これに係る情報開示の充実を促していくという視点は重要と考えています。</p>
3	<p>投融資ポートフォリオの CO2 排出量について、あまり言及されていないようですが(P.46 「多排出分野の脱炭素化支援は金融機関の投融資ポートフォリオの脱炭素化の観点からも重要であり」のみかと)、</p> <p>TCFD 開示で求められる、投融資ポートフォリオの CO2 排出量削減目標等について、</p>	<p>本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、一律の対応を義務付けるという性質のものではありません。</p>

	<p>金融機関には 2050 年投融资ポートフォリオネットゼロなどの削減目標を掲げた上で、顧客とのエンゲージメントを進めていくことを義務づける(あるいは強く推奨)ことこそが、我が国のカーボンニュートラル公約を果たすために最も効果的なのではないでしょうか。</p>	<p>金融庁としては、金融機関が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営確保につなげていくこと ・気候変動への対応に係る戦略等に関して、国内外の開示の枠組みも参照しながらステークホルダーにとって有益かつ正確な情報を提供し、対話を進めていくことが重要であると考えております。そのための具体的な方策については様々なものが考えられ、排出量削減目標の策定・開示の重要性も国際的にも高まっていると理解していますが、本文書では、その進め方は各金融機関に委ねることとしています。
4	<p>本ペーパーは、取り扱うテーマに多様な側面があることから、補足的な考察が BOX というコラムで多数提供されている。しかしながら、全 20 個の BOX のうち本文とリンクされているのは、BOX 3 (P.8) と BOX 5 (P.20、脚注) の 2 個のみである。他の BOX は各所に配置されているだけで、本文の記述との関連が必ずしも明確ではない。せっかくのコラムの内容を十分に生かすよう、本文とコラムを有機的に結びつけて整理することで、読み手の理解がさらに促進されるものになると考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。</p>
5	<p>今般、貴庁が公表された「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(案)の「IV. 顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方」において、金融機関が顧客企業の気候変動対応の支援を進めるにあたっての手引きとして、参考となり得る様々な切り口や事例等が紹介されております。</p> <p>一方、経済産業省が推進する「GX リーグ基本構想」における「GX リーグにおいて実施</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>ご指摘のとおり、カーボン・クレジット市場については、経済産業省「カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会」等で検討が進められており、金融庁において</p>

	<p>するプロジェクト」の一つとして、「自ら掲げた目標に向けて自主的な排出権取引を行う場」として、「カーボン・クレジット市場(取引所)」の市場設計に係る議論が進められており、本邦において、金融機関がカーボン・クレジットのスポット及びデリバティブ取引市場において果たすべき役割は大きいものと考えます。今回の経済産業省の「カーボン・クレジット・レポート(案)」に係る意見の募集は、こうした観点から実施されているものと理解しており、以下の点において検討すべきことの共通点が多いと思われることから、意見を提出させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦におけるカーボン・クレジット取引に係る検討において、国際社会とのリンケージを強め、より透明性を高めていく必要があること。 ・本邦におけるカーボンニュートラルの実現において、サステナブルファイナンスとあわせてカーボン・クレジット取引も重要な役割を果たすことが見込まれること。 ・それらの取引に係る市場において、金融機関が果たす役割は大きく、特にボランティア・カーボン・クレジット (VCC)においては、法的、規制、会計上の整理が必要であること。 ・加えて、VCC の観点からは、利用者の利便性向上に鑑み、取引所取引、OTC 取引、現物先物等は立ち上げ時から総合的に検討されるべきであること。 	<p>も、同会議への参画等を通じ取引所における実証実験等を通じたクレジット取引のあり方に係る議論に参加してまいります。</p>
6	<p>この考え方の前提事項についてお伺いします。貴庁は、G7 カービスベイ首脳コミュニケ(2021年6月18日)で表明された通り、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への投融資をすぐにとめなければならないという認識にあるとの理解でよいですか。</p>	<p>G7カービスベイ首脳コミュニケでは、「石炭火力発電が温室効果ガス排出の唯一最大の原因であることを認識し、また、このアプローチ全体及び我々の強化された「国が決定する貢献(NDC)」に沿って、我々は国内的に、我々の2030年NDC及びネット・ゼロ・コミットメントと整合的な形で、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行を更に加速させる技術や政策の急速な拡大にコミットした。」としております。</p>

		一方、本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。また、個別の投融資判断については、各金融機関においてなされるべきものと考えます。
7	排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への投融資をただちに停止することは、「基本的な考え方」に反するものではないという理解で良いですか。	本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。また、個別の投融資判断については、各金融機関においてなされるべきものと考えます。
8	G7 カーブスベイ首脳コミュニケ（2021年6月18日）においては「排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への継続した世界的な投資が1.5度を射程の範囲内とし続けることと相容れない」とし、「我々は、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への国際的な投資をすぐ止めなければならない」と表明しています。ところが、貴庁の「基本的な考え方」（案）では、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への投融資を禁じていないばかりか、金融機関に対して同発電事業への投融資の抑制はおろか、同発電事業への投融資残高の削減計画（フェーズアウト）の策定すら、求めています。私たちは、こうした内容を欠いた「基本的な考え方」（案）は、G7カーブスベイ首脳コミュニケに反していると考えています。「基本的な考え方」においては、金融機関に対し、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への投融資をただちに止めるよう、求めるべきです。	G7カーブスベイ首脳コミュニケでは、「石炭から離れる」というこの国際的移行を加速させるため、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への継続した世界的な投資が1.5度を射程の範囲内とし続けることと相容れないことを認識した上で、我々は、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への国際的な投資をすぐ止めなければならない点を強調し、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援の2021年末までの終了に今コミットする。」としております。 一方、本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築

		に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。また、個別の投融資判断については、各金融機関においてなされるべきものと考えます。
9	貴庁は、2050年までのカーボンニュートラルの実現と、2030年度の削減目標について、2013年度から46パーセント削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていくことに同意していますか。	2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを、金融庁を含めた政府全体の目標として、2021年4月に表明しています。金融庁としても様々な政策を活用し、政府全体の取組みに貢献して参ります。
10	貴庁が、2050年までのカーボンニュートラルの実現と、2030年度の削減目標について、2013年度から46パーセント削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていくことに同意しているのであれば、それらの目標とこの「基本的な考え方」（案）がどのように整合するのか説明してください。	金融庁としては、金融機関がトランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営を確保することが重要であると考えています。これが国及び世界全体としてのカーボンニュートラルの実現に貢献することにもつながると考えています。
11	「基本的な考え方」（案）に記載されている顧客企業の気候変動対応の支援にあたって、顧客企業が、「2050年までのカーボンニュートラルの実現と、2030年度の削減目標について、2013年度から46パーセント削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていくこと」という政府全体の目標そのものに同意しない場合、金融機関は投融資を停止したり、投融資残高を削減することは認められますか。	本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。また、個別の投融資判断については、各金融機関においてなされるべきものと考えます。
12	「基本的な考え方」（案）に記載されている顧客企業の気候変動対応の支援にあたって、ある顧客企業の脱炭素に向けた取組みが、「2050年までのカーボンニュートラルの実現	本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用すること

	<p>と、2030年度の削減目標について、2013年度から46パーセント削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていくこと」という政府全体の目標に整合しない場合、金融機関は投融資を停止したり、投融資残高を削減することは認められますか。</p>	<p>を念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。また、個別の投融資判断については、各金融機関においてなされるべきものと考えます。</p>
13	<p>私たちは、金融庁が公表したこの指針が、パリ協定に基づく1.5度目標の達成に整合的なものだと考えていません。あなたがたは、この指針について、あなたがたが2018年6月29日に公表した金融検査・監督の考え方と進め方に基づいて、個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を示すものであると説明しています。日本政府が、パリ協定を批准し、2050年までのカーボンニュートラルの実現と、2030年度の削減目標について、2013年度から46パーセント削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていくことを表明していることを踏まえれば、私たちは、あなたがたはこの「基本的な考え方」に、少なくとも、以下の内容を盛り込むべきだと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融機関に対し、その排出する温室効果ガスについて、2050年までのカーボンニュートラルの実現と、2030年度までに2013年度対比46パーセント削減することを求めること。 2. 金融機関が行う顧客企業の気候変動対応の支援は、2050年までのカーボンニュートラルの実現と、2030年度までに2013年度対比46パーセント削減するとの政府全体の目標に整合的なものである必要があること。 3. 金融機関が顧客企業に投融資を行う場合は、その顧客企業が、2050年までのカーボンニュートラルの実現と、2030年度までに2013年度対比46パーセント削減するという政府全体の目標と整合的な目標を有しているか否か、及びその目標の実現に信頼性に足る行動計画を有しているか否かを投融資判断の基準に組み入れること。 4. 金融機関に対して、2050年までのカーボンニュートラルの実現と、2030年度まで 	<p>本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。</p> <p>金融庁としては、金融機関が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営確保につなげていくこと ・気候変動への対応に係る戦略等に関して、国内外の開示の枠組みも参照しながらステークホルダーにとって有益かつ正確な情報を提供し、対話を進めていくこと <p>が重要であると考えております。そのための具体的な方策については様々なものが考えられ、排出量削減目標の策定・開示の重要性も国際的にも高まっていると理解していますが、本文書では、その進め方は各金融機関に委ねることとしています。</p>

	に 2013 年度対比 46 パーセント削減するという政府全体の目標と統合的な温室効果ガスの削減計画の策定と開示を求めること。	
14	<p>銀行をはじめ金融機関は経済活動に対し大きな影響力を持っています。既に気候変動が深刻化していること、そして放置すれば急速に悪化することを考えれば、グリーン投資や気候変動への適応だけでなく排出を大胆に削減する方針を設定して実行すべきです。これが金融機関の持続可能な経営につながるはずです。</p> <p>ドイツの NGO ウルゲワルドの調査によれば、日本の金融機関は多額の資金を化石燃料関連産業に投じています。化石燃料への巨額の投融資が続く限り、カーボンニュートラルの実現はますます遠のきます。銀行の責任と役割を明確にすべきです。</p>	<p>金融庁としては、金融機関がトランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営を確保することが重要であると考えています。これが国及び世界全体としてのカーボンニュートラルの実現に貢献することにもつながると考えています。</p> <p>その上で、化石燃料関連産業への投融資など、個別の投融資判断については、各金融機関においてなされるべきものと考えます。</p>
15	<p>とりわけ、科学的知見に基づく 2030 年までの大幅削減の必要性や方策の明記が必要です。IPCC によれば、2050 年カーボンニュートラルのためには 2030 年までに排出を約半減させる必要があります。そのために金融機関も投融資のあり方を見直す必要があるはずですが、その点については十分に触れられていません。金融庁として、金融機関の短期及び中期の目標開示を引き出せるよう、強く促す必要があります。</p>	<p>本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、一律の対応を義務付けるという性質のものではありません。</p> <p>金融庁としては、金融機関が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営確保につなげていくこと ・気候変動への対応に係る戦略等に関して、国内外の開示の枠組みも参照しながらステークホルダーにとって有益かつ正確な情報を提供し、対話を進めていくことが重要であると考えております。そのための具体的な方

		策については様々なものが考えられ、排出量削減目標の策定・開示の重要性も国際的にも高まっていると理解していますが、本文書では、その進め方は各金融機関に委ねることとしています。
16	損害保険会社に関する記述では、保険引き受けというインパクトがある方法で気候変動の緩和に貢献できるという視点が見られません。保険会社が引き受けによって大規模な化石燃料事業を結果として支えているという問題点を指摘すべきです。また、損害保険会社が将来の気候変動で保険金支払いの増加という大きなリスクを抱えている最も脆弱なセクターであることに触れず、防災減災の観点を強調するのみでは、気候変動の本質的解決につながりません。	<p>本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、一律の対応を義務付けるという性質のものではありません。</p> <p>また、個別の保険引受にかかる判断は、各損害保険会社においてなされるべきものと考えます。</p> <p>なお、本文書にあるとおり、気候変動によってもたらされる自然災害の激甚化は保険金支払いの増大につながるおそれもあることから損害保険会社におけるリスク管理は重要であると認識しております。</p>
17	<p>気候変動の科学的知見や、パリ協定のもとで対策強化のための国際合意が重ねられる中、遅まきながらこのようなディスカッション・ペーパーが初めて発表されたのは、金融庁の気候変動への取組における一定の前進と考えられます。しかし、他の国の金融監督庁は、次々と金融機関向けのガイダンスを策定し、金融機関の脱炭素を支援しています。日本の金融庁も、気候変動を最優先課題におき、脱炭素の時代に対応した金融政策を打ち出し、我が国の経済社会の変革をリードすることが期待されます。</p> <p>また、このペーパーについて、「金融庁と金融機関の対話の材料であり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではない」と強調しています。しかし、国内の民間金融機関において、まだ気候変動の問題認識が不十分な状況が続いていることに鑑みれば、対話の材料を提供するのみならず、さらに踏み込んで、民間の対策強化を引き出</p>	<p>金融庁としては、金融機関がトランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営を確保することが重要であると考えています。これが国及び世界全体としてのカーボンニュートラルの実現に貢献することにもつながると考えています。</p> <p>金融庁としては、本文書を活用した対話を通じて、金融機関による顧客企業の気候変動対応への支援を促して参ります。</p>

	すことが必要です。	
18	このディスカッション・ペーパーにおいては、環境 NGO などの市民社会に関する記述がありません。近年、環境 NGO は、気候変動対策の強化を求めて金融機関との対話を行い、また株主提案を行うなど、この分野における重要な主体のひとつとなってきました。金融庁として、環境 NGO などの市民社会の主体との対話を積極的に行い、金融分野における脱炭素・脱化石燃料の取組をさらに進展させるべきです。また、環境 NGO など市民社会との対話を積極的に行うように、金融機関に対しても促すべきです。	気候変動対応を行うにあたっての個別の進め方は各金融機関の判断に委ねられるべきですが、一般論として、金融機関は、気候変動への対応に係る戦略等について積極的に情報を発信し、自らの戦略・方針について、国内外のステークホルダーの的確な理解を得ていくことが重要と考えています。 また、金融庁としても国際的な議論や実務等の進展も踏まえながら、金融機関や利用者をはじめとした幅広い関係者との議論を行い、金融庁による金融機関との対話の継続的な改善に努めて参ります。
19	2月24日のロシアによるウクライナ侵攻により、気候変動対応が陰に隠れたような印象を受けています。また、本ディスカッションペーパーにも一切触れていないと思われませんが、その点はいかがですか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、金融庁としては、金融機関がトランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営を確保することが重要であると考えています。
20	先進国の金融機関が気候変動対応を進めると、結果的に化石燃料が安価となり、気候変動対応に縛られない新興国の金融機関／政府によって、低効率な施設での化石燃料の利用が進むため、世界という単位でみた場合、先進国の金融機関による脱化石燃料の取り組みは無意味か、より状況を悪化させるのではないか。こういった視点が「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」には織り込まれておらず、実効性がないのではないかと考える。	貴重なご意見として承ります。 金融庁としては、金融機関がトランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営を確保することが重要であると考えています。これが国及び世界全体としてのカーボンニュートラルの実現に貢献することにもつながると考えています。
21	気候変動への対応で先行している欧米各国において、急進的な気候変動対応に起因して	貴重なご意見として承ります。

	<p>エネルギー危機や武力紛争が生じているのは周知のとおりである。</p> <p>「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」についても、気候変動対応への一辺倒ではなく、「現実的なエネルギー確保策とのバランス」という観点を加味すべきではないか。</p> <p>将来的な持続可能性を重視するあまり、足元で大規模な停電が発生し、人命が危険に晒されるのは本末転倒であるものとする。</p> <p>また、本邦における気候変動対応の現実解は原子力発電しか採り得ないものと推察するが、原発事故が生じた本邦において、世論を問わずに金融を原子力発電への傾倒に誘導することは、果たして ESG といえるのか。国家が「受託者責任」を果たすべきは、国民であり、世論ではないか。</p>	<p>本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、一律の対応を義務付けるという性質のものではありません。</p> <p>その上で、金融庁としては、金融機関がトランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営を確保することが重要であると考えています。</p>
22	<p>急激な人口減少（内閣府推計で 2100 年 6,414 万人（中位））が予測されている本邦において、そもそも「金融機関における気候変動への対応」の必要性はあるのか。</p> <p>特に何もしなくとも、人口の自然減によって、大幅な「気候変動への対応」が実現するのではないか。</p> <p>国家自体がサステナブルでなく、持続不可能な状況において、真に対応すべきは気候変動問題か。サステナビリティの観点で真に対応すべきなのは、人口問題の方ではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
23	<p>本ガイダンスは、主として銀行及び保険会社の検査・監督における対話材料としての活用を念頭においたものと理解している。当局におかれては、すでに金融機関の規模・特性、とりわけ協同組織金融機関に対して配慮いただいているものと思料しているが、貴庁又は財務局等と協同組織金融機関との対話に際しては、その参考資料としての位置付けをしっかりと踏まえていただき、過度な対応等が求められることがないよう周知徹底していただきたい。</p> <p>一方、取引先中小企業の脱炭素に向けた支援をはじめとした気候変動への対応は、信用</p>	<p>本ガイダンスの位置づけについては、ご理解の通りです。</p> <p>協同組織金融機関については、顧客企業の気候変動対応への支援等の取組みを進めるにあたって本文書を参考にしていきたいと考えています。</p> <p>引き続き、金融機関に対し、国際的な動向も含めた様々な情報提供や、企業支援等についてのノウハウ共有等を行い、企業の課題の解決に向けた金融機関の顧客企業支援</p>

	<p>金庫にとって喫緊の重要テーマであるが、広範でかつ専門性が高いことから今後、各方面から学ぶべき要素が大きい分野であると理解している。そして、地域や業態など様々な垣根を越えて、まさに産官学金が一体となってあたるべきものと考えている。</p> <p>貴庁、財務局等におかれては、引き続き積極的な情報提供をお願いするとともに、他省庁とも連携しつつ、中小企業の脱炭素化支援等を目的としたさらなる補助事業の拡充等についてご検討いただくようお願いしたい。</p>	<p>の取組をサポートして参ります。また、ご指摘を踏まえ関係省庁とも連携し、中小企業や地域金融機関への支援に関する議論を深め、また新しく決定したもの等については周知も図って参ります。</p>
24	<p>検査対象でない協同組織金融機関にも基本的考え方（案）の内容は周知し関係各所とも協力してまずは 2030 年までの目標達成を目指して気候変動対策を進めてほしいと思う。温暖化ガス排出が多い産業ほど優先的に脱炭素化に取り組むのが合理的であり特に重厚長大型の製造業を中心に対策を行うのであれば小規模金融機関より先に大手金融機関に対する働きかけを優先すべきではある。</p> <p>P.47 に「国際的な議論に参加し、国内の金融機関との対話等を通じて把握した実務等の発信を行い、金融機関の気候変動対応に係る国際的な枠組み形成に貢献する。例えば、シナリオ分析に関して、金融機関とのエクササイズで特定された課題を国際会議等で共有する等、標準的なシナリオの策定や、国際的なデータの整備等に貢献していく。」とあるがまず P.50 の 100 か所の脱炭素先行地域でデータを得て基準作りを進めていく、P.33 にあるリスクの見える化や排出量の把握と削減目標の設定の実績を各社で積み重ね基準作りに活かしていくことに期待する。脱炭素化は社会全体にとっても金融機関にとっても死活的に重要だが基本的考え方（案）による対話を活かして各社で脱炭素化を推進していくことに期待する。P.25 に業務の継続性確保を目的とした重要な事業拠点オペレーションの分散化冗長化の検討及び BCP 対応、P.44BOX19 に金融機関の連携による適応ファイナンスの提供の取組が記述されているが防災対策はどうしてもカネがかかり金融機関の支援は不可欠である。夏が近づいてきたが基本的考え方（案）に基づく対話で金融機関にも早期対応を促し防災対策を進めていくことを期待する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

1. はじめに		
25	<p>ディスカッションペーパー『金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方(案)』のはじめに記載されている「金融庁が本文書を用いて金融機関と対話を行うにあたっては、気候変動に関連する変化が顧客企業や自らの経営にもたらす影響の規模の程度等、金融機関の規模・特性に応じて、顧客企業支援を含めた具体的な気候変動対応を進め方は異なることを十分踏まえた議論を行っていく。」とは、金融機関においては、常日頃から個々の顧客企業の気候変動に関わる財務および非財務に至る分野まで分析し、これらの結果を信用格付や自己査定および償却・引当に反映するなどエビデンスでもって金融庁に説明や対話をできるようにしておかなければならないということですか。</p>	<p>本文書は、気候変動が顧客企業及び自身へ与える影響を評価し、適切に対応するために必要な態勢について示しておりますが、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた金融庁と金融機関の対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。</p> <p>金融庁が金融機関と対話していくにあたっては、III.の着眼点に係る個々の論点を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりするのではなく、まずは、それぞれの金融機関の規模・特性も踏まえつつ、足もとでの気候変動対応への取組状況について、対話の中で丁寧把握して参ります。</p>
26	<p>「例えば、協同組織金融機関において、顧客企業の支援等の気候変動対応に係る取組を進める上での参考として活用することが考えられる。」とありますが、金融機関の規模・特性に応じてという観点からは、信用金庫のなかにも大手地方銀行と伍して経営を行っている大手信金もあり、その場合には地方銀行と同様のレベルで取り組んでほうが良いのではないのでしょうか。</p>	<p>金融システムに与える影響の相対的な大きさや実務的な負担も勘案し、本文書を活用した対話の対象を主として銀行と保険会社としております。</p> <p>その上で、例えば顧客企業が大きな気候変動関連のリスクにさらされている協同組織金融機関においては、本文書に記載された取組みを参考にして顧客企業支援を行っていただくことが望ましいと考えています。</p>
27	<p>冒頭に記載の通り、本ディスカッション・ペーパーの位置づけは、2018年6月公表の「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」における「議論のための材料であることを明示した文書(ディスカッション・ペーパー)」であると理解いたしました。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>金融庁としては、本文書を活用した対話を通じて、金融機関による顧客企業の気候変動対応への支援を促して参ります。</p>

	<p>気候変動リスクを踏まえた対応について、その実務や手法は発展途上にあり、また今後の気候変動に関する研究や国際的な議論の展開に応じて柔軟に変えていくべきものと考えており、本ペーパーが検査や監督において形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりするものでないことや、「対話の着眼点」、「対話の材料」であること、記載された事例等は参考事例として示すものと明記することに賛同いたします。</p> <p>本ペーパーは金融機関による顧客企業の気候変動取組みの支援にフォーカスしている点でユニークです。本ペーパーの内容、金融機関の気候変動への対応に係る考え方や取組みについて、当局と業界がそれぞれの活動を通じて、社会や顧客企業の理解を促進していくことが重要と考えます。</p>	
28	<p>P.3において、「気候変動問題を、新しい資本主義の実現の最大の課題であると同時に、重要な成長分野の一つと位置付け…」と記述されている。これは、新しい資本主義を実現するための最大の課題が気候変動問題（の克服）である、の意味に取れる。岸田内閣総理大臣の施政方針演説（令和4年1月17日）において、「資本主義の負の側面が凝縮しているのが気候変動問題であり、新しい資本主義の実現によって克服すべき最大の課題でもあります。」と発言されているとおり、本箇所は「気候変動問題は、新しい資本主義の実現によって克服すべき最大の課題であると同時に、重要な成長分野の一つと位置付け…」と修正することで主旨が明確になると思われる。（なお、P.50に同様の記述がある）</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。</p>
<p>II. 気候変動を巡る議論・背景</p>		
29	<p>本項全体として、顧客企業の機会とリスクが金融機関の機会とリスクになるという流れで整理をいただいているが、48頁の「BOX20：気候変動対応に係る国際的なイニシアティブ」で記載いただいているような内容（GFANZ（Glasgow Financial Alliance for Net Zero）やNZBA（Net-Zero Banking Alliance）等の国際的なイニシアティブからの要請）やステークホルダーの期待の高まりが、金融機関の対応に影響を与えていること</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。</p>

	についても、さらに補足いただきたい。	
30	P.13 において「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」(2021年11月、バーゼル銀行監督委員会)が紹介されているが、この中で示されているリスク管理のプロセス等を含んだ対話の着眼点については、同諸原則が確定したのち、本ペーパーの中に含めるのか。	本文書は、ご指摘の諸原則も踏まえつつ、現時点での金融庁としての考え方・進め方を整理したものです。その上で、気候変動対応に係る実務や手法は発展途上にあり、国際的な議論も継続中であることから、今後こうした実務や手法が確立していくにつれて、本文書も必要に応じ改訂されるべきものと考えています。
III. 金融機関の気候変動対応についての考え方・対話の着眼点		
31	P.18.第2段落において、「顧客企業の気候変動対応に積極的に関与するエンゲージメントを通じて、産官学金の連携も通じたコンサルティング機能の発揮や、成長資金等の提供等に取り組むことが重要である」と記載いただいている。 この点、P.9の第1段落では、「銀行は、従来の本業支援の取組の一環として、建設的な対話等を通じて顧客企業の気候変動対応を促していく(以下略)」とされており、「建設的な対話」と「エンゲージメント」を同じ意味で使用していることを明示した方がよいと考えられる。	ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。
1. 気候変動対応に係る戦略の策定・ガバナンス等		
32	経営の全ての要素に関わり得る気候変動対応に関する「責任を有する役員や委員会」とは、具体的にどのような組織体制を想定されているか。	例えば気候変動対応役員やサステナビリティ委員会を設置している金融機関の例もあると承知しておりますが、本文書においては特定の組織体制を一律に求めるものではなく、規模・特性に応じて適切に体制を検討していただきたいと考えています。
33	P.18、19に「金融機関の取締役会…以下を実施することが重要である」とありますが、脚注10に「金融機関毎の統治構造の中での取締役会及び経営陣に関する役割等を踏まえて柔軟に解釈されるべきもの」とある通り、(戦略の策定等)(ガバナンス等)に記載	III.1.「気候変動対応に係る戦略の策定・ガバナンス等」に記載している内容については、金融機関が気候変動対応を進める上で、重要と考えられる態勢を示したもので

	<p>された内容は例示であり、多様な取り組み方がありうるという理解でよいか確認させていただきます。</p>	<p>す。</p> <p>その上で、本文書は、各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、一律の対応を義務付けるという性質のものではありません。また、金融機関との対話にあたっては、個々の論点を形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりすることはありません。</p>
34	<p>P.19②の「具体的な目標・評価指標・達成期限を含む事業計画を策定、実行する」については、特定の目標・指標を定めるべき、という趣旨ではなく、各金融機関の規模や特性に応じて、また、気候変動の影響が長期的であることや不確実性が高いことを踏まえ、各金融機関に合った計画を策定するべきという理解でよいか確認させていただきます。</p>	<p>ご理解の通りです。どのような目標・指標を定めるかを含め、各金融機関の判断において事業計画を検討・策定していただきたいと考えています。</p>
35	<p>P.19③の段落において、「開示・報告等を通じ、顧客・株主・債権者・関係当局といった金融機関のステークホルダーに対して、適切に説明する」と記載いただいているが、金融機関の気候変動への対応に係る戦略は、顧客企業の戦略の進捗に影響を受ける部分が多くあることから、顧客企業の情報の秘匿性を勘案する必要がある。</p> <p>このような金融機関の状況も踏まえ、「金融機関のステークホルダーに対して、顧客情報の秘匿性に配慮したうえで、適切と考えられるかたちで説明する」と、ご修正いただきたい。</p>	<p>当該段落は、各金融機関が自身のステークホルダーに対して、気候変動への対応に係る戦略、顧客企業の気候変動対応の支援の方針やその取組状況、気候関連リスク管理の状況等について、気候変動に関連する国内外の開示の枠組みも参照しながら、ステークホルダーにとって有益かつ正確な情報を提供していくことが重要であるとの基本的な考え方を示したものです。</p> <p>その上で、個別の情報提供の内容や方法については、各金融機関において検討されるべきものと考えています。</p>
<p>2. 気候変動に関連する機会及びリスクの認識と評価</p>		
36	<p>P.23 の第2段落において「自身の気候変動への対応に係る戦略をさらに発展させ、また、それを投資家等のステークホルダーに対して発信・伝達していただくことが望ましい」とされている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。</p>

	P.19の③の段落において、ステークホルダーの例として「顧客・株主・債権者・関係当局」が挙げられており、顧客企業への情報発信も重要であることから、「顧客企業や投資家等のステークホルダー」とすることが考えられる。	
37	シナリオ分析については具体的な手法や必要なデータ等に関して未整備な部分が多く、システム上重要な銀行や国際的に活動する損害保険グループにおけるシナリオ分析の試行を通じて、継続的に手法の改善・開発に取り組むことが重要との考えに賛同いたします。 機会及びリスクに関する波及も含めたシナリオ分析について言及されておりますが、波及を考慮するシナリオ分析については、「波及」の定義や技術的制約等を熟慮する必要があると考えており、現時点で特定の実施内容・期限を定めるものではなく、柔軟に対応していくという理解でよいか確認させてください。	ご理解の通りです。現状では、シナリオ分析の具体的な手法や、分析実施のためのデータ等について未整備な部分も多いため、現時点において特定の実施内容・期限を定めることは想定しておりませんが、現在金融庁と3メガバンク・大手3損保グループで実施中の、共通シナリオを用いたシナリオ分析のパイロットエクササイズも踏まえ、引き続きシナリオ分析の手法の改善・高度化に向けた議論を進めてまいりたいと思います。
38	システム上重要な金融機関以外のシナリオ分析については、「自らの機会及びリスクの測定に有用と考えられるシナリオ分析の手法について段階的に取り入れていくことが望ましい。」とされている。この「段階的に取り入れる」とは、どの程度の時間軸を想定されているか。	現状では、シナリオ分析の具体的な手法や、分析実施のためのデータ等について未整備な部分も多いため、現時点において特定の時間軸を想定しているものではありませんが、シナリオ分析に関する国際的な議論や実務の進展をみながら有用と考えられる手法については検討していくことが考えられます。
3. 気候変動に関連する機会及びリスクへの対応		
39	P.25、26 3.気候変動に関連する機会及びリスクへの対応 (2) 金融機関のリスクへの対応の「金融機関においては被災した場合に備えて、業務継続計画を策定しているところ、気候変動による自然災害の激甚化等のリスクを踏まえて、必要な見直しを実施することが重要である。」について、その上の記載にある通り、気候関連リスクは新たなリスクカテゴリーを追加するものではなく、また、短期的に顕在化するリスクについては、従来のリスク管理の枠組みの中で把握・対応されると考えられるが、中長期的に顕在化	貴重なご意見として承ります。 ご指摘の「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」は当庁が刊行するものではなく、記載内容についてお答えすることは出来ませんが、金融庁としては、金融機関に対するリスク管理や顧客企業への支援に係る情報提供・ノウハウ共有等を行って参り

	<p>していくリスクについては、各金融機関が自主的に経営規模・特性等に応じた自主的な取り組みが必要ではあるものの、参考となる取り組みや知見は情報共有化を図っていただけのものと考えています。</p> <p>意見としましては、さらに、FISC の「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」にも盛り込んでいただき、広く世の中に発信し、気候変動リスク等への対応の参考に供することもぜひご検討いただければと思います。</p>	<p>ます。</p>
40	<p>多くの中小金融機関が単独でリスク評価の高度化を進めていくことは難しく、また地域金融機関は、当該地域における規模・特性に応じた取組を中心に貢献していくものと考えられる。各地域金融機関の気づきと発意につながるよう、引き続き、国際的な議論の経緯等と併せて、当局からの情報提供をお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>金融庁としては、金融機関に対し、国際的な議論の動向も含めた様々な情報提供や、企業支援等についてのノウハウ共有等を行い、企業の課題の解決に向けた金融機関の顧客企業支援の取組をサポートして参ります。</p>
41	<p>気候変動に関連する機会とリスクの認識と評価においては、波及経路の把握や影響の特定等の必要性は理解できるが、これらを定量的に測定する手法は現状では定まっていなと思われる。今後は、スタンダードな手法開発を監督官庁としてもご検討いただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、気候変動に関連する機会及びリスクを定量的に把握するのに有効と考えられるシナリオ分析の手法は発展途上にあり、国際的な議論も継続中の状況です。金融庁としては、シナリオ分析の手法やデータ整備に関する国際的な議論に参加・貢献するなど、手法の改善・高度化に取り組んでいきたいと考えています。</p>
42	<p>気候関連リスクは、従来の金融リスクに比べてリスクの発現期間が長い（令和4年4月12日「気候変動関連リスクに係るシナリオ分析に関する調査」）と認識しているところ、P.25 に「気候関連リスクのうち短期的に顕在化するものについては、従来のリスク管理の枠組みの中で把握・対応されると考えられる」との記述がある。短期的なリスクとして想定しているものにはどのようなものがあるか。</p>	<p>例えば、III.2.にお示ししているような変化が短期的に一定の確率・規模で顕在化し得る場合を想定しています。</p>
43	<p>P.24 の第3段落の「銀行においては、（中略）成長資金の提供といった取組を通じて」、および P.35 の第4段落（2. 顧客企業への適切な支援策の検討）の冒頭説明）の「コン</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。</p>

	<p>サルティングや成長資金の提供を含め」に関し、成長資金以外であっても資金提供が必要なケースもあると考えられる。</p> <p>これに関し、P.18の第2段落においては「成長資金等の提供等に取り組むことが重要である」と記載いただいております、「成長資金等」という表現に合わせる考えられる。</p>	
IV. 顧客企業の気候変動対応支援の具体的な進め方		
1. 顧客企業への影響の把握		
(技術的視点)		
44	<p>現在、脱炭素化に資する様々な技術の開発、利活用の計画が進んでいる地域もあるが、一方、その開発の事業主体は地域外の企業であり、地元企業の技術が活かされないとの課題を抱えている。こうした課題の解決のために、例えば、官民で連携組織を立ち上げ、地域の事業者支援に繋げてはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>脱炭素の取組みが地域全体の活性化にも資するよう、ご提案の様な面的な関係者連携等も重要であると考えております。本ガイダンスの各地域における浸透も図りつつ、地域事業者支援の更なる方策を検討して参ります。</p>
45	<p>企業のプライマリーマーケットでのグリーンボンド等の発行においては、発行体による発行関連リリースだけではなく、発行目的と技術的説明を行うIR活動の充実を促す必要がある(資金調達者の市場に対する説明責任の強化)。同時に投資家側も、専門知識を得て、発行体の意思を正確に理解し、目利き力向上の努力を継続していく必要がある。この点、当局においても、発行体と投資家双方に対し広く周知・広報活動を行っていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>ご指摘の通り、グリーンボンド等の発行・投資に当たっては、発行体企業による適切な情報開示と、投資家によるESG観点も含む知見向上が重要であると考えております。金融庁サステナブルファイナンス有識者会議報告書等でも、日本取引所グループ(JPX)と連携した発行体、投資家等への情報・知見の共有等を掲げており、こうした施策も通じた周知等を図ってまいります。</p>
(産業的視点)		
46	<p>サプライチェーン全体の支援内容の検討に際し、「自らの取引先企業のネットワークの活用や金融機関間の連携」を図るとあるが、「金融機関間の連携」についての典型事例や好事例をご教示いただきたい。</p>	<p>例えば、規模等の異なる金融機関が双方の顧客層や強みを活かして気候変動の地域への影響との対応策について認識共有を図るといったことが考えられますが、いずれ</p>

		にせよ、具体事例等は継続的に収集・共有していきたいと考えています。
2. 顧客企業への適切な支援策の検討		
47	<p>P.36 の第 3 段落において、サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンに関連して、「設定する ESG 対応に係る KPI の実績に応じ利率等が変化するローン」、「KPI の設定や評価プロセスが適切かといった点に十分留意が必要となる」と記載いただいている。</p> <p>サステナビリティ・リンク・ボンド／ローンでは、KPI と SPTs（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）が設定されることを踏まえ、次のとおり修正することが考えられる。</p> <p>「設定する ESG 対応に係る SPTs（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）の実績に応じ利率等が変化する債券や融資（または（ボンドやローン）」</p> <p>「KPI および SPTs の設定や評価プロセスが適切かといった点に十分留意が必要となる」</p>	ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。
V. 今後の進め方		
3. シナリオ分析に係るエクササイズ		
48	<p>P.47 の第 4 段落において、「今後、(中略) 本エクササイズに参加していない金融機関がシナリオ分析に着手し、手法・分析を改善していく上で有用な情報提供を行う。(中略) エクササイズの手法・枠組みの見直しや、対象とする金融機関の拡大を検討する」と記載いただいているが、具体的な検討に当たっては対象となる金融機関との前広なコミュニケーションをお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>ご意見の通り、シナリオ分析に係るエクササイズの手法・枠組みの見直しや対象を拡大する場合には、対象となる金融機関とは前広なコミュニケーションを行って参ります。</p>
4. 国際的な議論への貢献		
49	<p>P.47 の第 6 段落において、「金融庁は、このような国際的な議論に参加し、国内の金融機関との対話等を通じて把握した実務等の発信を行い、金融機関の気候変動対応に係る国際的な枠組み形成に貢献する」と記載いただいている。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>気候変動に関連して、国際的には、データの整備、開示・監査、民間資金の円滑な供給、資本市場機能の強化、気候</p>

<p>日本銀行との連携を含め、本邦監督当局として海外監督当局等との緊密なコミュニケーションによる相互理解を醸成いただき、本邦金融機関に対し、異なる法域で過度に異なる規制対応が求められることのないように、金融機関の気候変動対応に係る国際的な枠組みに関する議論に官民一体で取り組んでいただくようお願いしたい。</p>	<p>関連リスク管理等、多様なテーマについての議論が進展しています。 金融庁としては関係主体と連携しつつ、今後の議論に貢献して参ります。</p>
--	--